随意契約（相手方指定）調書

件　　名	消耗品購入契約（インク及びマスター）	№5200212
工（納）期	令和　７年　３月３１日	
契約締結日	令和　６年　４月　１日	
契約金額	推定総額１，８９６，４００円（消費税込み）	

契約相手方	理想科学工業株式会社首都圏公共営業所 （法人番号：9010401031452）
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備　　考	複数単価契約

物品契約・随意契約（相手方指定）

契約審査委員会資料	
経理課契約係	R7.2.6

業者選定理由書

件　　名	消耗品購入契約（インク及びマスター）
指名業者（案）	名　称　理想科学工業株式会社首都圏公共営業所 所在地　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号 住友不動産新宿オークタワー１２階 代表者　営業所長　松本慎司
特命理由	本件は、令和５年度から賃貸借契約を締結している軽印刷機（４台）で使用するインク及びマスターを購入するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、物品及び業者を指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 賃貸借物件である軽印刷機と異なるメーカーの製品を使用した場合、インクの液漏れや印刷物の仕上がり具合が劣化する等の事例が報告されており、軽印刷機の安定稼動及び印刷物の仕上がり具合の観点から、本件製品指定は妥当である。また、純正品を安定して供給できるのは、軽印刷機のメーカーである上記業者のみである。 以上の理由から、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）